**「介護給付費等算定に係る体制等に**

**関する届出書等」の提出に関する誓約書**

１　「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」及び「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）」等が改正され、令和６年４月１日に施行されたことに伴い、今般、大阪市に提出した標記届出書の内容については、**改正された内容を十分理解したうえで提出し、加算等に関する体制等については、要件を満たしている**こと。また、**算定の根拠となる資料については、必ず、事業所に保管すること。**

２　今回の届出に関し、後日、大阪市から関係書類の提出を求められた場合は、速やかに提出するとともに、**今回届け出た内容が虚偽または内容に誤りが判明したときは、速やかに大阪市の指示に従い必要な措置を講じる**こと。

**上記１及び２について、相違ないことを誓約します。**

なお、事業の運営に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び関係法令を遵守して行うことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

主たる事務所（法人）の所在地　：

法　　　人　　　名　　　称　　：

代　表　者　の　職・　氏　名　: